

別表（第3条関係）

日常生活用具の種目及び性能

| 種目 | 対象者 | 性能等 | 基準額（円） | 耐用年数 |
|-----------|--------|---|---|---------------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調節できる機能を有するもの | 154,000 8年 |
| | 特殊マット | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能障害1級の障害を有し、常時介護を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって必要と認められる者 | 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの | 19,600 5年 |
| | エアーパッド | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能障害1級の障害を有し、常時介護を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって褥瘡の予防が必要と認められる者 | エアマット（空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの）又は除圧マット（ウレタンフォーム等の特殊素材により体圧分散を行うもの）で褥瘡を防止できる機能を有するもの | 80,000 5年 |
| | 特殊尿器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能障害1級の障害を有し、常時介護を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 尿が自動的に吸引されるもので障害者又は介護者が容易に使用し得るもの | 67,000 5年 |
| | 入浴担架 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢又は体幹機能障害2級以上の障害を有し、入浴に介護を要する者 | 障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 82,400 5年 |

| | | | | | |
|----------|-------------|--|--|------------------|----|
| | 体位変換器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害を有し、下着交換等に当たって家族等の他人の介助をする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 障害者又は介護者が容易に使用し得るもの | 15,000 | 5年 |
| | 移動用リフト | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 介護者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。） | 159,000 | 4年 |
| | 訓練いす | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の障害程度が、下肢又は体幹機能障害2級以上の障害を有し、原則として3歳以上の者 | 原則として附属のテーブルをつけるものとする。 | 33,100 | 5年 |
| | 訓練用ベッド | 身体障害者手帳の交付を受けた障害児であって、当該手帳の障害程度が、下肢若しくは体幹機能2級以上の障害を有し、原則として学齢児以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上の必要と認められる者 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 159,200 | 8年 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に下肢若しくは体幹機能障害を有し、入浴に介助を要する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの | 90,000 | 8年 |
| | 便器 (手すり) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が下肢若しくは体幹機能2級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 障害者が容易に使用できるもの。（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 4,450 (5,400) | 8年 |

| | | | | | |
|--|-----------|--|--|---|----------------------------------|
| | T字状・棒状の杖 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に下肢又は体幹機能障害を有する者 | 障害者の身体機能状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの | つえ 2,200 松葉づえ 3,300 カナデイン クラッチ 8,000 ロフストラント クラッチ 8,000 多点杖 10,000 | 3年 2年 4年 4年 4年 4年 |
| | 頭部保護帽 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に下肢、体幹若しくは平衡機能障害を有する者又は知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、てんかん発作等により頻繁に転倒する者 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | レディメイト 12,160 オーダーメイト 36,750 | 3年 |
| | 移動・移乗支援用具 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に下肢、体幹若しくは平衡機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であり、住宅改修を伴わないもの ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 | 60,000 | 8年 |
| | 特殊便器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が上肢障害2級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 足踏みペダルで温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 151,200 | 8年 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------|--|---|--------|-----|
| | 火災警報器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が2級以上の障害を有し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500 | 8年 |
| | 自動消火器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が2級以上の障害を有し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者（これらの者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの | 28,700 | 8年 |
| | 電磁調理器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上の障害を有する者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯） | 視覚障害者が容易に使い得るもの | 41,000 | 6年 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上の障害を有する者 | 視覚障害者が容易に使い得るもの | 7,000 | 10年 |
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が聴覚障害2級以上の障害を有する者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 87,400 | 10年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が腎臓機能障害3級以上の障害を有し、自己連続携行式腹膜かん流法（C A P D）を行う者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500 | 5年 |
| | ネブライザー | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が呼吸器機能障害3級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する身体障害者若しくは難病患者等であって、必要と認められ | 障害者が容易に使い得るもの | 36,000 | 5年 |

| | | | | |
|------------------------------|--|--|---------|-----|
| | る者 | | | |
| 電気式たん吸引器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が呼吸器機能障害3級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する身体障害者若しくは難病患者等であって、必要と認められる者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 56,400 | 5年 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 17,000 | 10年 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が呼吸器機能障害及び心臓機能障害3級以上の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 46,000 | 5年 |
| | 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要であり、常時精密なデータの管理が必要と認められる者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するなど、難病患者等が容易に使用し得るもの | 157,500 | 5年 |
| 視覚障害者用体温計 (音声式) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上の障害を有する者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯） | 視覚障害者が容易に使い得るもの | 9,000 | 5年 |
| 視覚障害者用体重計 | 上記に同じ | 視覚障害者が容易に使い得るもの | 18,000 | 5年 |
| 視覚障害者用血圧計 (音声式) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上の障害を有し、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者が容易に使い得るもの | 15,000 | 5年 |
| 発電機 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機であって、定格出力が850VA以上であるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの | 100,000 | 10年 |

| | | | | | |
|-------------|-------------------|--|---|------------------------------|----------|
| | ポータブル電源 (蓄電池等) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 蓄電機能を有する正弦波交流出力のポータブル電源であって、定格出力が300W以上であるもので、障害者等又は介助者が容易に使用又は運搬できるもの | 62,000 | 5年 |
| | カーインバーター | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、人工呼吸器、吸引器又は吸入器を利用し、かつ常時介護を必要とする者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者 | 自動車用バッテリー等の直流電流(DC)を正弦波交流電流(AC)に変換する装置であって、定格出力が300W以上であるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの | 30,000 | 5年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に音声言語機能障害又は肢体不自由を有し、発声・発語に著しい障害を有する者 | 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの | 98,800 | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が上肢又は視覚障害2級以上の者 | 障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器又はアプリケーションソフトで、障害者が容易に使用し得るもの | 100,000 | 6年 |
| | 点字ディスプレイ | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害及び聴覚障害の重複障害者（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級）で必要と認められる者 | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことが出来るもの | 383,500 | 6年 |
| | 点字器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に視覚障害を有する者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 標準型 6,600 携帯用 1,650 | 7年 5年 |
| | 点字タイプライター | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上である者（就学若しくは就労している者又は就労が見込まれる者に限る。） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 63,100 | 5年 |

| | | | | |
|------------------|---|---|------------------------------------|----|
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上である者 | <p>①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの または</p> <p>②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの</p> | 録音再生機 85,000 再生専用機 48,000 | 6年 |
| 視覚障害者用活字文書読み上げ装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上である者 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの | 99,800 | 6年 |
| 視覚障害者用拡大読書器(据置型) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 198,000 | 8年 |
| 視覚障害者用拡大読書器(携帯型) | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの(携帯型電子ルーペを含む) | 198,000 | 8年 |
| 視覚障害者用時計 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上である者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。) | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 触読式 10,300 音声式 13,300 | 5年 |
| 視覚障害者用情報受信装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が視覚障害2級以上の障害を有し、原則として学齢児以上の者 | 地上デジタルテレビ放送の音声、及び災害時の緊急放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの | 29,000 | 6年 |

| | | | | |
|--------------|--|---|------------------------------|----------|
| 聴覚障害者用通信装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に聴覚障害を有し、発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 | 一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者が容易に使用し得るもの | 71,000 | 5年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能となると認められる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの | 88,900 | 6年 |
| 人工喉頭 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 笛式 5,000 電動式 70,100 | 4年 5年 |
| 埋込型用人工鼻 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、喉頭摘出によって音声機能障害を有する者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 23,760/月 | - |
| 点字図書 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に視覚障害を有し、主に、情報の入手を点字によっている者 | 点字により作成された図書 | - | - |
| 人工内耳体外装置用充電池 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に聴覚障害を有し、現に人工内耳を装用している者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 17,600 | 2年 |
| 人工内耳体外装置用充電器 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に聴覚障害を有し、現に人工内耳を装用している者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 16,500 | 2年 |

| | | | | | |
|-------|------------|---|----------------------------------|-----------------------------------|----|
| | ストマ装具 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が膀胱・直腸障害4級以上で人工膀胱又は人工肛門を造設している者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 蓄便袋 8,858／月 蓄尿袋 11,639／月 | - |
| 排泄器具 | ストマ装具 | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が膀胱・直腸障害4級以上で人工膀胱又は人工肛門を造設している者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 蓄便袋 8,858／月 蓄尿袋 11,639／月 | - |
| 収尿器 | | 身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、排尿を自分の意思でコントロールすることができず、當時失禁状態にある者 | 障害者が容易に使用し得るもの | 男性用 7,700 女性用 8,500 | 1年 |
| 住宅改修等 | 居宅生活動作補助用具 | <p>身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者若しくは学齢児以上の身体障害児であって当該手帳の障害程度が3級以上の障害を有する者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能障害2級以上の者）又は同程度の障害を有する難病患者等であつて、必要と認められる者</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害程度が腎臓機能障害3級以上の障害を有し、新たに在宅血液療法を行うために電気、水道設備等を改修する者</p> | 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 200,000 | - |

注

1 同程度の障害を有する難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病による障害の程度が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成25年厚生労働省告示第7号）に定める程度である者をいう。

2 「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

3 発電機、ポータブル電源（蓄電池等）又はカーインバーターの給付は、いずれか1種目とする。